

2017年 宅建試験合格対策

月刊不動産 誌上講座

YouTube 公開動画付き

宅建出題点精講

《第10講》

月刊不動産1月号



佐伯竜

渋谷会

<http://shibuyakai.com/>

YouTube チャンネル【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

まぐまぐメルマガ

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜のメルマガ

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

全日本不動産協会 月刊不動産1月号 誌上講座

<http://www.zennichi.or.jp/magazine/>

【公開動画】

YouTube チャンネル 【宅建動画の渋谷会】佐伯竜
「借地借家法は2点取る！」全日本不動産協会 月刊不動産 1月号 誌上講座【宅建出題点精講】第10講【#133】
宅建動画の渋谷会

《借地借家法》

【本試験では2点取れうるところ】

- ①借地法と借家法を明確に区別する
- ②普通の契約と特殊な契約を明確にする

【民法賃貸借とあわせて3点のアドバンテージ】

初期段階から、民法賃貸借・借地借家法は

手を抜かずに取り組むこと

得意にしたい分野

《1》借地法と借家法を区分（H20 問 13①・④）

Aが所有している甲土地を平置きの駐車場用地として利用しようとするBに貸す場合と、一時使用目的ではなく建物所有目的を有するCに貸す場合とに関する次の記述のうち、民法及び借地借家法の規定により、正誤をつけよ。

- 1 AB間の土地賃貸借契約の期間は、AB間で60年と合意すればそのとおり有効であるのに対して、AC間の土地賃貸借契約の期間は、50年が上限である。

（答） 誤り。AB間では20年が上限（民法）。AC間では上限はない（借地法）。

4 AB間の土地賃貸借契約を書面で行っても、Bが賃借権の登記をしないままAが甲土地をDに売却してしまえばBはDに対して賃借権を対抗できないのに対し、AC間の土地賃貸借契約を口頭で行っても、Cが甲土地上にC所有の登記を行った建物を有していれば、Aが甲土地をDに売却してもCはDに対して賃借権を対抗できる。

(答) 正しい

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

★おすすめ！

H29宅建基幹講座・権利関係編(全25回)

<http://shibuyakai.com/takken/dvd16.html>

お問合せ先
宅建渋谷会事務局
office@shibuyakai.com